

令和3年度 第2回 四日市市地域公共交通会議議事録

1. 開催日時 令和3年7月19日（月）10時00分～11時00分

2. 開催場所 四日市市総合会館7階 第2研修室

3. 出席者（いずれも敬称略）

三岐鉄道株式会社 取締役鉄道部長	雨澤 隆生
三重交通株式会社 四日市営業所長	仲 範和
公益社団法人三重県バス協会 専務理事	青木 周二
一般社団法人三重県タクシー協会 専務理事	景山 和
四日市市自治会連合会 副会長	諸戸 靖
神前地区まちづくり協議会	
定住対策部会 バスプロジェクトリーダー	佐野 しのぶ
国土交通省三重運輸支局首席運輸企画専門官	鈴木 博行
三重交通労働組合 四日市支部長	伊藤 由幸
三重県地域連携部交通政策課長代理 係長	濱口 竜一（代理出席）
四日市市都市整備部理事	伴 光

4. 配布資料

- ・事項書
- ・【資料】四日市市デマンドタクシー

5. 伴会長挨拶

6. 議事

(1) 「1. 四日市市デマンドタクシーについて」

伴会長 「1. 四日市市デマンドタクシーについて」、事務局より説明させていただきます。

事務局 資料の2ページをご覧ください。

(室長)

市内の公共交通網として、市内の鉄道駅の位置を左側に、バス停の位置を右側にお示ししています。市内には鉄道駅35箇所、バス停のポールは、高速バスを含め、約700本となっています。

次に資料3ページをご覧ください。市内のバス路線網です。市内の概ねの住宅地はバス網でカバーされていますが、一部地域は公共交通不便地域となっ

事務局
(室長)

ています。

次に資料4ページをご覧ください。

四日市市デマンドタクシーの経緯をご説明いたします。

平成の一桁頃から、バスの利用者の減少を背景に、郊外部へ向かう路線の廃止などが進んでいます。特に近年は、路線の見直しがしばしば行われている状況です。

次に資料5ページをご覧ください。

これまでに、公共交通の不便な地域に、定時定路線のバスの実験を何度か行ってまいりました。

これまでの社会実験について少し紹介させていただきますと、平成15年度に市北西部の保々地区で行いましたが、事業費の約1%の運賃収入にとどまり、本格運行には至りませんでした。

その後、平成26年～27年度に、市西部の水沢・桜地区において定時定路線のバス社会実験を実施しました。平成26年度の運賃無償の実験に比べて、平成27年度の有償の実験では利用者が約8割減少しました。運賃収入としては、事業費の約3%にとどまり、本格運行には至りませんでした。

また、平成27年度には、市南部の内部地区において、運賃無償の定時定路線のバス社会実験を行いましたが、利用者1人当たりにかかった費用が約2900円と高額になり、有償での運行は困難となりました。

これら過去に実施した定時定路線のバス社会実験において、郊外部では、運行経費に見合う利用者数が見込めないことが明らかになりました。

そこで、平成29年度から、四日市タクシー協会の協力を得て、予約に応じて運行するデマンド交通の社会実験を行ってきました。

次に資料6ページをご覧ください。

デマンド交通社会実験の結果の一覧をお示ししています。

平成29年度は内部、小山田、河原田地区で、75歳以上の方と65歳以上で運転免許を持っていない方を対象に実施しました。

平成30年度は、小山田、水沢、桜地区で、70歳以上の方と18歳～69歳の運転免許を持っていない方を対象に実施しました。

令和元年度は、平成30年度と同じ条件で、保々、県、下野、三重地区で

実施しました。

いずれの実験においても、利用目的は病院と商業施設、買い物で約8割を占めています。

実験後のアンケートでは、自分が移動する上で必要な乗り物だから利用した、家族や知り合いが送迎してくれるから利用しなかった、などの声がありました。

また、タクシー事業者としても、配車場所から遠くなる郊外部への送迎はしづらい、といった意見がありました。

次に7ページをご覧ください。

社会実験の結果を踏まえて、タクシーは利用者数に見合った移動手段であり、特に公共交通サービスのない郊外部では有効なものと認められ、公共交通の利用環境の改善を図るため、四日市市デマンドタクシーを導入することとしました。概要をご説明いたします。

運行開始日は、10月1日を予定しています。利用にあたっては、事前登録が必要で、利用登録の受付は9月10日から行います。

利用対象者は、市街化調整区域内の公共交通不便地域、鉄道駅から800メートル、バス停から300メートル以上離れた区域に住む、満70歳以上の方です。

バス停は、高速バス路線を除きます。

ちなみに、バス停の位置は、バス停のポール（標識）が上下線の両方立っている場合は、その中間地点を基準として300メートルを判断します。バス停のポールが上下線どちらか片方の場合は、ポールの位置を基準としています。

鉄道駅は、ホームの両端を対角線で結び、交わったところを基準点としています。基準点を改札口にすることも検討しましたが、改札口にすると東口、西口など2箇所ある駅もあり、対象外となる範囲が広がってしまうことから、少しでも多くの方にご利用いただけるよう、ホームを基準にしました。

利用できるタクシー事業者は、四日市タクシー協会に加入している5社と、菰野町の有限会社尾高の6社です。

四日市タクシー協会と有限会社尾高のそれぞれと、今後、委託契約を締結

事務局
(室長)

する予定です。

次に8ページをご覧ください。

利用方法をステップ1～4までお示ししています。

まず、ステップ1として、利用登録を行っていただきます。

利用登録申請書に必要事項を記入していただき、公共交通推進室へ提出していただきます。申請書は、公共交通推進室の窓口のほか、市民センターでも入手できるようにいたします。また、市ホームページからもダウンロードできるようにします。

また、社会実験の時はペーパーの提出のみ受け付けていましたが、今回からはオンライン申請画面からも利用登録できるようにします。

ステップ2ですが、利用登録すると、利用登録証と利用券を2週間程度で郵送します。

利用券1枚でタクシー運賃を500円割引きます。

これを1か月あたり8枚、1年間で96枚配付します。令和3年度は10月からのため、最大48枚の配付とします。1乗車あたり最大2枚まで利用券を使えますが、1か月につき8枚が利用の上限です。

この利用券は、重度障害者タクシーチケットなど、他の割引との併用が可能です。

次に資料9ページをご覧ください。

ステップ3、予約についてです。利用できるタクシー会社の中から選んで事前に電話予約してもらいます。駅などで待機しているタクシーも利用できます。

乗車は午前6時から午後11時までで、毎日運行します。ただし、有限会社尾高さんは午前7時から午前0時までです。

次にステップ4乗車ですが、タクシーから降りるとき、精算時に、利用登録証をタクシー運転手に呈示し、利用券を渡してもらいます。乗車地または降車地が四日市市内の乗車に限ります。

10ページをご覧ください。鉄道駅から800メートルの円をオレンジ色で、バス停から300メートルの円を黄色で描き、市街化区域を緑色で示しています。この地図で着色のない、白い区域に住む70歳以上の方が利用対

事務局
(室長)

象者となります。

利用者数としては、約200人を想定しています。

70歳以上の人口から市街化調整区域内に住む人数を想定し、社会実験の結果を踏まえて算出しました。

市内70歳以上の人口が約6万人、そのうち市街化調整区域内の人口が約1万人であり、そこから概ね3割が対象者と想定し、約3千人が利用対象者と想定しています。社会実験で、市街化調整区域を対象とし、利用率が一番高かった地区が、利用率3.8%でした。今回は期間を定めずに導入するので、1.5倍の利用があると考え、約3千人の約6%で、約200人の利用を想定しています。

次に11ページをご覧ください。

利用登録証のイメージです。顔写真を入れて、タクシーの運転手さんに本人確認してもらえるようにします。

12ページをご覧ください。

利用券のイメージです。毎月色を変え、分かりやすくします。運転手が間違っ
て受け取らないよう、乗車年月日にも月まで印字します。

次に13ページをご覧ください。

先ほどステップ1～4で説明させていただいた利用の流れを図示しました。タクシーを予約して、タクシーに乗って移動し、精算時に、利用登録証を運転手に見せ、利用券の冊子を渡します。利用券の金額を差し引いた残りの金額を運転手に支払い、降車する、といった流れでご利用いただくことになります。以上のような内容で導入してまいります。

説明は以上です。

伴会長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

H委員

10ページの地図で着色の無い地域が対象ということですが、調整区域はどの場所になるのでしょうか。

事務局
(室長)

緑は市街化区域を示しています。色がついていないところが市街化調整区域です。

伴会長

他にご意見ご質問等ございませんか。

H委員 この利用にあたって、発着のどちらかが白いところでなければならないと思うが、そういう理解でよいか。中心市街地に出てきて、街中でこの利用券を使うことが可能ということでしょうか。

事務局(室長) 発着のどちらかが市内であれば利用できますので、街中でもご利用いただけます。

伴会長 他にご意見ご質問等ございませんか。

E委員 1乗車最大2枚までというのは、2人で乗ったら最大4枚、3人で乗ったら最大6枚ということでしょうか。

事務局(室長) そのとおりです。割引額がタクシー料金を超える場合はお釣りは出ませんが、2人で乗ったら最大2,000円の割引になります。

伴会長 これはチラシに書いてあるのでしょうか。

事務局(室長) 現在作成中のチラシに記載しています。

伴会長 完成していれば本日お配りしたかったのですが、間に合いませんでした。チラシには細かく記載し、市民の方にご案内していければと考えています。

H委員 中心市街地に出てきても利用できる、公共交通不便地域の利用改善にはなっていないのではないかと。公共交通がある場所での利用はちょっと違うのではないかと思います。

事務局(室長) 本来であれば、公共交通がないところに導入する制度ですので、街中のご利用いただくのは、我々が思っているような使い方ではありませんが、今回は公共交通不便地域にお住まいの方を対象にさせていただいていますので、この形で導入したいと考えています。

伴会長 たしかに、ご指摘のような使い方ができないような制度にできればいいですが、そうすると、公共交通不便地域での乗降かどうかの判断を運転手さんをお願いしなければなりません。どこまでの制度にするか検討してきましたが、この利用券を持っている方は、公共交通不便地域にお住まいだということで、導入を考えてございます。本来はこのような使い方をしてほしい、と運用の中でPRしていきたいと思っております。

- 伴会長 他にご意見ご質問等ございませんか。
- B委員 10ページの地図ですが、着色のあるところでは利用できないという解釈なのか、それとも、着色のあるところでも利用できる、という解釈になるのでしょうか。
- 事務局(室長) 後者の解釈となります。利用対象者の住まいが、着色の無いところになりますが、利用される際には着色のある場所でも利用できます。
- B委員 タクシーなので、利用時にはご自宅に迎えに行くことになると思いますが、800m、300mの円の中かどうかの判断は乗務員がするのでしょうか。予約時点でその判断をすることになるのでしょうか。
- 事務局(室長) 利用登録をいただく際に、こちらで800m、300mの判断をします。利用対象と判断した方に、こちらから利用登録証と利用券を郵送します。利用登録証には顔写真も印刷しますので、乗務員に判断をお願いすることはありません。
そもそも、1ヵ月あたり8枚とさせていただいたのは、1乗車につき利用券1枚をご利用と想定し、週1回の病院や買い物へのお出かけにお使いいただけるよう、4週間分、すなわち4往復分で8枚としました。社会実験の中で、複数枚使えるようにしてほしいなどのお声をいただきましたので、1乗車につき2枚まで使えるようにしました。1乗車につき2枚ずつ使っていくと、月に2往復の移動にお使いいただけます。
- 伴会長 これまでの実験での利用が、買い物や病院を目的としており、週1回程度のご利用だろうと想定しました。街中の移動に利用券をお使いになられるかもしれませんが、枚数に上限を設けましたので、上限の中でのご利用をお願いすることになります。
- 伴会長 その他にご意見ご質問等ございませんか。
- D委員 8ページに「割引く」という表現が使われているが、割引金額は、認可申請が必要となりますので、「差し引く」という表現にさせていただいたほうがいいと思います。
また、利用の際、同乗は可能でしょうか。
- 事務局(室長) ご家族の方などの同乗は可能です。ただし、利用券を使えるのは利用登録者本人を基準に考えますので、同乗者の分まで利用券を使うことはできません。

- 伴会長 他にご意見ご質問等ございませんか。
- H委員 利用対象かどうかを地域で判断していないので、隣の家は対象だけど私の家は対象でない、などの問題は出てこないでしょうか。
- 事務局
(室長) どこかでは線引きしなければなりません。地域であったとしても、隣の家が対象だけどここからは違う、ということが出てきます。ご意見がある場合は、公共交通推進室でご説明させていただきます。
- G委員 市街化区域の中にも公共交通不便地域はあると思いますが、今回は市街化調整区域に限定した理由はあるのでしょうか。
- 事務局
(室長) 市街化区域の中にも一部、公共交通不便地域はございますが、市街化区域は生活利便施設、スーパーや病院がある程度そろっていることから、対象外としました。
- G委員 70歳未満の人を対象にせず、70歳以上にされた理由を教えてください。
- 事務局
(室長) 資料6ページをご覧ください。過去に平成30年度と令和元年度の社会実験で、18歳から69歳までの運転免許を持っていない方を対象にしましたが、表の欄外に書いてございます通り、利用登録者はございませんでした。ですので、対象から外しました。
- G委員 実験の区域で利用者がいなかったから、全域での導入でも利用はないだろうという想定で、対象外とするということでしょうか。
- 事務局
(室長) そうです。
- 伴会長 他にご意見ご質問等ございませんか。
- C委員 この利用券を乗合バスでも使えるようにするといった議論はあったのでしょうか。
- 事務局
(室長) このような意見交換はしておりません。
- C委員 利用券を乗合バスでも利用できると、バス利用にもつながると思う。

事務局(室長) まずはタクシー会社さんとの調整もしてまいりましたので、この形で運用させていただきながら、継続的に検討していきたいと思います。三重交通さんや三岐鉄道さんのご意見もお聞きしながら今後の検討とさせていただきます。

伴会長 他にご意見ご質問等ございませんか。

G委員 今回、本格導入であるが、アンケートをとったりしないのか。

事務局(室長) まずはこの形で導入し、アンケートをとることは考えておりませんが、いろんな意見をいただくことになるとと思います。何十年もこの形でやり続けるものではないと思っていますので、いただいた意見を参考に必要に応じて変更するなどの対応をしたいと考えています。

A委員 ずっとではないとのことですが、期限は設けないのでしょうか。とりあえずこの期間はこの形でやって、その後再検討します、としなくてもいいのでしょうか。

事務局(室長) 無期限で実施します。利用券については毎年、年度の分をお送りしますので、事前に登録申請いただいて、対象者であれば、利用登録証と利用券を市から郵送します。年度替わりのときには、改めて申請をいただき、利用券を郵送してまいります。

伴会長 バス路線の見直しがあれば、公共交通不便地域も変更されますし、支線バスで対応できるところが出てきましたら、利用対象区域も変更となります。

B委員 年度の途中で転出、転入する場合はどうなるのでしょうか。

事務局(室長) 年度の途中で転入された方については、こちらで住所の確認ができますので、受付し、利用券をお送りすることができますが、利用券を既にお送りした方が転出された場合、自己申告していただかないと把握は困難です。その年度が終われば、次は利用券をお送りしません。このような対応にならざるを得ません。

伴会長 市内での引っ越しもあり得ます。公共交通不便地域から、対象外の地域へ引っ越された場合も想定できますが、年度の途中で把握するのは難しいため、次年度以降は利用券を送付しないことで対応していくということです。

引っ越したことを自己申告された方は返却のお願いなどの対応ができるということです。

伴会長 他にご意見ご質問等ございませんか。

F委員 私は現在、月に3回、病院へ行くためにタクシーを利用しています。特定の乗務員の方に、送迎をお願いしています。

タクシーに乗ると、70歳以上で登録すると1割引になりますが、支払いが口座からの引き落としと言われました。その都度の支払いではないため、面倒と思ったので、登録せずに現金で支払っています。この利用券があると、もっと利用しやすくなると思います。タクシーを利用する人が増えるのではないかと思います。とてもいい制度だと思います。

事務局(室長) ありがとうございます。一部のタクシー会社では70歳以上で登録された方に1割引を実施しています。この割引と、利用券を併用することができますので、口座引き落としでも構わない方にとっては、使いやすくなると思います。

D委員 タクシーのメーター料金から1割引をした残りのタクシー料金が990円の場合、500円利用券を2枚使えるのか、それとも1枚使って490円を支払うのでしょうか。

事務局(室長) 2枚使っていただけますが、お釣りはできません。

D委員 そうすると、その分だけ会社が得するがいいのか。

事務局(室長) タクシー会社の方々には、利用券を受け取っていただく事務、利用券をとりまとめて経理処理をしたうえで請求していただく事務が発生します。その事務手数料代と考えてございます。

D委員 ありがとうございます。

伴会長 先ほどD委員が仰った、1割引というのは、認可を受けた割引ということでしょうか。

D委員 そうです。どちらも割引という言葉を使うと分かりにくいですが、正確に言うと、1割引をしたあとに、利用券の金額を差し引くということになります。あくまでも利用券は金券ではなく、補助券という扱いになります。

伴会長 よく分かりました。

他にご意見ご質問等ございませんか。

- E委員 地元の方々に説明はあるのでしょうか。
- 事務局
(室長) 周知方法についてですが、明日7月20日に市長記者会見を行います。運用は10月1日からですが、マスコミに取り上げてもらえると思っています。各地区のセンターだよりでお知らせをする予定です。これらを見て、対象かどうか知りたい方は、お問い合わせいただきたいと思います。
- 伴会長 全城市街化区域の地区でもセンターだよりに掲載するのでしょうか。
- 事務局
(室長) 市内24地区のうち、5地区は全域が市街化区域となっています。これら5地区を除いた19地区でセンターだよりに掲載する予定です。
- E委員 こういった制度の線引きは難しいと思います。
- 伴会長 どこかで線引きしなければなりません。しっかり線引きして実施してまいります。
- E委員 幹線道路のバスは本数が多いから不便はないと思います。たとえば、こにゅうどうくんライナーが運行されているが、2時間に1本くらいしか運行されていません。これを同等に扱われることについて、モヤモヤした部分はあります。最終的には、公共交通機関の利用をもっと利用してもらうためのデマンドタクシーだと思っていますので、方向性をきっちり整理してもらいたいと思います。本来はデマンドタクシーで移動した先にバス路線などの公共交通網があるといいと思います。このような形に最終的にもっていっただければいいなと思います。本来、沿線に住む住民が利用して協力したほうがいいと思いますが、協力が難しい状況にもあります。高齢になるにつれて、公共交通に頼らざるを得ないので、よろしく願いしたいと思います。
- 事務局
(室長) この制度では、本数に関わらず、公共交通があれば対象外としています。社会実験のときにも色んなご意見をいただきました。E委員の仰るとおり、公共交通の現状が厳しいことから、公共交通が利用できる環境にある方々には、公共交通を維持するために公共交通を利用していただければと思います。
- 伴会長 タクシーの利用では人数が多くて乗車できないなどの状況が出てきましたら、支線バスを導入することも検討していく必要があると思います。状況を見て、バス、タクシーをどのように使い分けていくか判断してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。
- I委員 色んな声が出てきて、運用を見直すタイミングが出てきたら、年度替

わりで対応されるのでしょうか。年度途中は難しいでしょうか。

事務局
(室長)

ご意見の内容によっても変わってきますが、制度を変えるのは年度変わりになると思います。変更するにはQ&Aを変更したり、周知期間などなど準備期間を設ける必要がございます。

I 委員

これは四日市市の制度であり、申請手続きなどが必要ないから、年度替わりで対応できるということでしょうか。

事務局
(室長)

その通りです。

伴会長

制度の変更には予算措置も伴うため、年度変わりになります。

伴会長

他にご意見ご質問等ございませんか。

F 委員

市民センターで申請書を提出できるということですが、ワクチン接種のときもそうでしたが、市民センターにある程度まで説明しておかないと、対応ができない。分かりやすいように説明をお願いします。

伴会長

他にご意見ご質問等ございませんか。

ないようですので、次の項目に移ります。「2. その他」の項目として、事務局から三岐鉄道さんの連節バスの導入の取り組みについて報告させていただきます。

事務局
(室長)

昨年度の2月に、四日市市都市総合戦略協議会で、三岐鉄道BRT推進検討会の設置についてご審議いただきました。その後、昨年度に2回の検討会を開催しました。

現在、今年度の秋頃の導入を目指して取り組んでいるところです。

近鉄富田駅の駅前広場の一部を改修するほか、運行経路上の道路の停止線の位置などの変更を行う予定です。

皆様も連節バス導入の取り組みにご協力いただきますようお願いいたします。

報告は以上です。

伴会長

ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

ないようですので、この件以外に委員の皆様から何かございませんでしょうか。何かございましたら、お願いいたします。

伴会長 | ないようですので、本日の協議はこれで終了いたします。
ありがとうございました。

7. 閉会